

## 令和2年度給与改定（第6回）団体交渉

① 日 時 令和2年12月9日（水）18時16分～18時19分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、橋本副区長会副会長（板橋）、  
高野副区長会副会長（墨田）、山口副区長（千代田）、佐藤副区長（文京）、  
宮崎副区長（世田谷）、白土副区長（中野）、山本副区長（江戸川）、  
志賀副管理者、鈴木人事企画部長、小池調査課長、小林勤労課長、  
金子人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中里委員長、江森副委員長、西村副委員長、多田書記長、田口書記次長、  
森田常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、倉貫常任中央執行委員、  
坂部常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、泉田常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

今月3日に、人事委員会から、本年の月例給に係る報告が行われました。

その内容は、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出した結果、特別区職員が民間従業員を157円、率にして0.04パーセント上回っている状況でありましたが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当としております。

この報告を踏まえ、本年の月例給の取扱いについては、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給することといたします。

なお、人事委員会は、この報告において、「差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい」と言及しております。

私どもといたしましては、引き続き、適正な職員構成の実現に向け、万策を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、業務職給料表について申し上げます。

私どもは、業務職給料表の取扱いについても、慎重に検討を重ねてまいりましたが、本年の月例給の取扱いを踏まえ、改定を行わないこととし、引き続き、現行の

条例の規定どおり、支給することといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の月例給に係る人事委員会報告を踏まえて、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、皆さん方から月例給及び業務職給料表の取扱いについて、考え方と回答が示されました。

今回の人事委員会報告でも、特例的な措置として、差額支給者を除外して公民較差を算出されています。差額支給者を除外しない場合の公民較差は、特別区職員が民間従業員を3,071円上回っているとされており、引き続き、各区において、昇任を後押しする職場環境の整備や昇任意欲の醸成等、様々な取組が図られることを求めるものです。

なお、この際ですので、申し上げます。

私どもは、11月19日の第5回団体交渉において、一時金の引下げを含む様々な課題に関して、総合的に判断をしました。コロナ禍で奮闘している職員にとって、一時金の引下げは納得しがたいものでしたが、担当技能長や再任用職員の職務の級に関する課題について、専門委員会交渉を行うことが決まったことの意味は、重いものと捉えております。これらの専門委員会交渉が、課題解決に向けた真摯な議論の場となることを期待するものです。

皆さん方から示された考え方と回答は、機関に持ち帰り判断することといたします。